

～庁舎建て替え計画を審議しています～

「庁舎・公共施設整備特別委員会中間報告」



区議会は、昨年12月9日「庁舎・公共施設整備特別委員会」を設置し、庁舎を含む公共施設の整備について調査検討を行っています。

現在は、旧竹平住宅跡地に国との合築による現庁舎の建て替え計画の是非について、精力的に議論を重ねていますが、区議会としては、庁舎は単に職員の執務のための建物ではなく、区民の皆さんに親しまれ、利用していただく施設であると認識しています。そのため、公共施設全体の整備の中で庁舎のあり方を含めて検討していく必要があると考えています。

この間の建て替え計画に対する区議会の取り組みや委員会における審議・検討状況をお知らせし、区民の皆さんとともにこの問題を考えていきたいと思っています。

取り組みの経緯

区議会には、昨年11月二度にわたり区側から報告がありました。その内容は、千代田区の意向を受けて、国土交通省が旧竹平住宅跡地に建設する（仮称）九段第3合同庁舎の中に区庁舎を入れることです。

この計画は、次のとおりです。
国との合築であること
建設手法が「PFI方式」であること
建物は区の所有となるものの土地については借地となること
早急に回答してほしいこと

その後、12月には、各派協議会（各会派の幹事長等で構成）において、特別委員会の設置の提案がされ、協議を行った結果、新庁舎建設は公共施設全体の整備の中で考えるべきであり、特別委員会を設置して、建て替え計画の是非について検討することを確認しました。

特別委員会は、12月9日の定例区議会で賛成多数で設置しました。

委員会における審議状況

建て替え計画については、国への回答が急がれていましたが、区議会は特別委員会を設置して国から示された建設計画の概要や借地条件、新庁舎

はどつあるべきかなどについて、精力的に幅広い観点から審議を行いながら課題を整理してきました。

12月20日

今後、整備しなければならぬ公共施設及び現庁舎の現況と建て替えの必要性について、区側の説明を受けました。委員からは、防災本部機能面から現庁舎の耐震性の問題やIT化対応への遅れなどの指摘のほか、本来的な庁舎のあり方についても意見が出され、議論を行った結果、現庁舎は建て替える必要があることを確認しました。

12月26日

他区における庁舎の整備状況及び国との協議状況について報告を受けました。

区によつては、区有地を処分し、新庁舎の建設財源にあてていることから、委員会では財源確保策を中心に議論を行いました。その結果、委員会としては現庁舎は区民になじみが深く、親しまれていること、景観などがけがえのない貴重な場所であり、今後も広く区民に有効活用できるものとしていくことを確認しました。

1月14日

今回提案のあった建て替え計画に関して、国から借地にかかる条件が示されていないことから、区が独自に作成した借地条件について説明を受け、議論しました。

借地料の算定方法、借地権利金の性格などに議論が集中しましたが、委員会としては権利金が区民の貴重な財産であることを踏まえ、借地契約期間終了後の権利金が、区に戻るのかを明確にする必要があることを共通認識としました。

1月21日

前回の借地にかかる想定条件を踏まえ、各委員からの意見を求め、委員会として国との交渉に入るべきかどうか判断することにしました。

委員からは、借地条件などの課題を整理しながら判断すべきだが、国から具体的条件が示されないため、課題の整理と並行して国との話し合いのテーブルに着くべきだとの意見が出されました。また、国との協議を行うにしても、条件が合わないときは撤退すべきであるという意見や区民への説明、国庁舎と区役所の出入り口の分離などに関する意見も出され、議論しました。

その結果、委員会としては、区は旧竹平住宅跡地に国庁舎との合築を前提とした国との話し合いのテーブルに着くべきであるとの判断をしました。

その後、国との合築による事業方針（案）及び新庁舎整備の基本的考え方について説明を受けました。

新庁舎整備に関しては、各委員から庁舎は職員のためだけの施設ではなく福祉関連施設をはじめ、区民が利用する施設も含めて検討すべきであるとの意見が出され、庁舎のあり方そのものについて議論していくことにしました。

1月28日

ふらつと区長室における質疑及び区民が利用する新庁舎の主な機能について報告を受け、議論を行いました。

区側から提案された機能一覧には、障害者福祉施設機能等も配置され、委員会としてはこの案を基本とすることを確認しました。

また、一部会派が発行した庁舎建設に関するチラシに事実と異なる記載があることに対して、委員会としてどう対応すべきか協議しました。

その結果、委員会の設置あるいは審議状況の正確な情報を区民のみなさんにお知らせすべきであるということで一致し、委員長から議長に対して申し入れすることにしました。





メールアドレス ckugikai@mint.ocn.ne.jp

ホームページアドレス http://kugikai.city.chiyoda.tokyo.jp



現庁舎建て替え計画に対する議会の取り組み経過や委員会における審議状況などをQ&Aでご紹介します。

Q どうして特別委員会を設置することになったのですか。

現庁舎の建て替えについては、10年ほど前から区議会を取りあげ、区も竹平住宅用地の取得を国に要請してきた経緯があります。このような経緯もあり、区議会は区政の重要課題であると認識しています。

また、区は障害者福祉施設や学校などの公共施設を整備することになっていますが、新庁舎についても、公共施設整備全体の中で検討していく必要があると考えます。

このようなことから、提案のあった現庁舎建て替え計画の是非及び今後の公共施設整備について総合的に検討するため、特別委員会を設置しました。なお、日本共産党区議団は特別委員会設置について、拙速であるなどの理由で反対しました。

Q 現庁舎を建て替える理由は何ですか。

現庁舎は新館が築後33年、旧館にいたっては47年が経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいます。災害時に災害対策本部が置かれる庁舎には、一般の建物の1.5倍の強度が求められる必要がありますが、残念ながらその基準を満たしていません。

また、庁舎はすべての区民の皆さんにとって利用しやすい施設でなくてはなりません。現庁舎には階段を使わなければならない窓口へ行くことができないなど、構造上の問題があり、バリアフリー対応にも限界があります。そのほか、IT化への対応にも問題があり、建て替える必要があると判断しました。

Q 庁舎とは、本来どうあるべきなのでしょう。

単に、職員が仕事をやる施設ではなく、区民生活に直結した施設であり、区民の皆さんに親しまれ、気軽に利用していただける区民ホールとしての庁舎を目指す必要があると考えます。

Q 新庁舎は区民に開放するんですか。

これからの庁舎は、区民に開かれた庁舎として、本来の目的で使用しない時間は可能な限り区民の皆さんに開放していきたいと考えています。区議会としては、委員会室はもちろん、本会議場も多目的な用途に開放することを考えています。



Q 国からの提案では、土地は借地になるとのことですがその条件はどうなっていますか。

借地条件については、委員会でも議論が集中しましたが、国との合築計画に参加するかどうかの判断材料の重要なポイントであるとの意見がありました。国から条件が示されたため、委員会としては国に対し、借地条件の早期の提示を求める一方で、専門家の意見を参考に区が独自に作成した想定借地条件に基づき議論しました。

借地条件のうち、借地契約に伴う権利金に關しては、貴重な区民の財産を投入するものであり、権利を明確にして国との交渉に臨む必要があります。

なお、国との協議の過程で条件が折り合わない場合は、この計画から撤退する可能性もあります。

Q 現庁舎の用地はどうなるのですか。

区有財産の有効活用による新庁舎建設財源の確保に關連して、現庁舎用地をどうするかというところに議論が集中しました。

現庁舎の場所は区民に慣れ親しまれた土地であるばかりでなく、景観も何ものにも代え難い場所です。現庁舎の用地は今後も区民の皆さんのために広く有効活用することが委員会の共通の認識です。

Q 庁舎整備の基本的な考え方は何ですか。

今回の現庁舎建て替え計画の中に、区民の皆さんに利用していただく施設をどう配置するのか議論がありました。

委員会としては、委員会の設置目的にも掲げている福祉関連施設をはじめ、区民の皆さんに気軽に利用していただける新庁舎整備を基本にしていきます。

◆◆◆◆◆ 現庁舎には、これまでさまざまな意見が寄せられています。

- ・ 現庁舎正面玄関や図書館の階段がきつくて苦痛
- ・ 戸籍住民課へ行くにも階段がある。
- ・ 1階で全ての用件ができるとう良い。
- ・ 庁舎内が迷路のようわかりにくい。
- ・ 駐車スペースが少ない。
- ・ エレベーターが何ヶ所にもあり不便

みなさんのご意見を お聞かせください！

区議会では、現庁舎建て替え計画について、みなさんのご意見をお待ちしています。みなさんからのご意見は、窓口をはじめ、郵送、ファクシミリ、電子メールなどの方法でも受け付けます。区議会ホームページの「みなさんからのご意見」提案募集」でも結構ですので、ご利用ください。みなさんからの率直なご意見をお待ちしています。

PFIIとは？

公共施設等の建設や維持管理・運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法です。これにより、一度に多額の建設費を支出する必要がなくなります。

庁舎・公共施設整備特別委員会の構成(9名)

委員長	石渡 伸幸	(自民)
副委員長	竹田 靖子	(ネット)
委員	桜井 ただし	(自民)
委員	荻原 秀夫	(拓国会)
委員	高山 はじめ	(自民)
委員	山田 ながひで	(公明)
委員	中村 つねお	(ネット)
委員	鳥海 隆弘	(自民)
委員	鎌倉 つとむ	(自民)

本会議・委員会の記録を公開！

「庁舎・公共施設整備特別委員会」の記録や資料をご覧になりたい方は、区議会事務局(区役所7階)や区政情報ルーム(区役所1階)にお越しください。ご自宅のパソコンからは、インターネットホームページで、いつでも見ることができ、ぜひご利用ください。千代田区議会では、本会議や委員会の記録を全て公開しています。

編集 千代田区議会広報聴特別委員会 発行 千代田区議会

平成15年3月3日
〒102-8688 千代田区九段南1-6-11
電話 3264-2111 内線 3315
ファクシミリ 3288-5920